## 令和5年1月の変更点について

令和5年1月1日における変更点は以下のとおりです。

## ■ 主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額等の変更

建設業法施行令の一部改正(令和5年1月1日施行)に係る所要の変更を行います。

※() 内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
監理技術者の配置を要する下請代金	4,000万円	4,500万円
額の下限	(6,000万円)	(7,000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を	3,500万円	4,000万円
要する請負代金額の下限	(7,000万円)	(8,000万円)